

令和5年分簡易農業所得収支計算書

住 所	霧島市	氏 名	
		電話番号	— —

①【収入金額】 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの農産物の販売・自家消費・保有など

※親族へ贈った米や、他の人の農地を耕作して作った農産物、他の人の農作物の収穫などを手伝って得た収入も含まれます。

※自家消費のみの方は申告の必要はありません。

種 類	面積(a)	収量 (kg・頭)	収 入 金 額 等		
			販 売 (円)	自家消費 (kg)	保有(kg・頭)
水 稲					
牛					
合 計					

②【必要経費】 令和5年1月1日から令和5年12月31日までに支出した農業に関する経費

科 目	合 計 金 額	免税牛固有の経費	免税牛以外の経費	共 通 の 経 費
				(どちらにも使った経費)
雇 人 費				
小作料・賃借料				
減 価 償 却 費				
貸 倒 金				
利 子 割 引 料				
租 税 公 課				
種 苗 費				
素 畜 費				
肥 料 費				
飼 料 費				
農 具 費				
農 薬 衛 生 費				
諸 材 料 費				
修 繕 費				
動 力 光 熱 費				
作 業 用 衣 料 費				
農 業 共 済 掛 金				
荷 造 運 賃 手 数 料				
土 地 改 良 費				
雑 費				
合 計				

●減価償却費購入価格が10万円を超えた農機具などについては、必ず領収書をご持参ください。

償 却 資 産 名	購 入 年 月 日	購 入 金 額 (円)	耐 用 年 数	本 年 償 却 期 間	事 業 専 用 割 合	本 年 分 償 却 費 (円)

※領収書などの保存はもちろんですが、帳簿をつけるように習慣づけましょう！

(領収書などが無い場合は、経費として認められないことがありますのでご注意ください。)

※免税牛の申告がある場合は、免税牛にかかった経費と、それ以外の経費に分けてください。

◎ 農業所得の必要経費について

- 基本的に農業所得の必要経費は、農業に関わるものであればほとんど必要経費として計上できます。科目が分からない時は、雑費に計上してください。
- 対象となる経費は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに支出した農業に関する経費となります。（領収書などの日付を確認してください。）
- 畑作や稲作による所得のほかに、免税牛の売却による所得がある場合は、免税牛に使った経費とそれ以外の農業に使った経費、どちらにも使った経費の3種類に分けてください。
- 領収書などは、5年間は保存してください。

◎ 申告に必要なもの

- 出荷額を証明する書類
- 土地借上料領収書
- 肉用牛売却証明書（※免税牛として所得税の非課税措置を受けるために必ず必要です）
- 農業に関する支払いの領収書又は明細書（経費を農協の通帳からの口座引落しにされている方は、農協で発行される明細書をご持参ください。経費項目ごとに明細が分けてありますので大変便利です。明細書の発行は早めにご相談ください）
- 農業に関連する税金（固定資産税・軽自動車税）、賦課金などの領収書
- 令和5年中に減価償却資産（田植機・バインダー・コンバイン・トラクター・農業用貨物自動車や生産用母牛（親牛）など）を購入された場合は、その領収書（購入確認証明書）
- 令和5年中に水稲被害を受けられた場合は、その共済金支払証明書

科 目	具 体 例
雇 人 費	期間雇人（年雇人）や臨時雇人に支払った労働賃金
小 作 料 ・ 賃 借 料	農地や建物などの小作料及び農機具や機械などの賃借料
減 価 償 却 費	建物、農機具、車両、母牛など10万円以上の償却費
貸 倒 金	売掛金の貸倒損失
利 子 割 引 料	事業用資金の借入金の利子
租 税 公 課	農業に関わる固定資産税や自動車税などの税金、水利費、農業協同組合費
種 苗 費	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用
素 畜 費	子牛などの取得費及び種付料
肥 料 費	肥料の購入費用
飼 料 費	飼料の購入費用
農 具 費	10万円未満の農機具などの購入費
農 薬 衛 生 費	農薬の購入費、航空共同防除費、家畜の削蹄費や医療費
諸 材 料 費	ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料費
修 繕 費	農機具、農業用自動車、農業用の建物や施設の修理費用、車検点検費用
動 力 光 熱 費	農業に関わる電気代、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
作 業 用 衣 料 費	農業に関わる作業着や履物などの購入費
農 業 共 済 掛 金	水稲、果実、家畜などに係る共済掛金
荷 造 運 賃 手 数 料	出荷時の際の包装費用、運搬や出荷（荷受）機関に支払う手数料
土 地 改 良 費	土地改良事業の費用や客土費用
雑 費	農業に関わる電話代や農業新聞などの他の経費に当てはまらない経費